

令和3年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月10日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案理由の説明
（報告第1号～第2号、承認第2号～第7号、議案第22号～第30号）
日程第 4 議員提案理由の説明
（発議第2号）
日程第 5 請願の処理
（請願第2号～第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
会計管理者	菊池三重子君	建設水道課長	生田目聡君
税務課長	我妻美幸君	住民課長	関根恵美子君
保健福祉課長	佐川建治君	農政商工課長	坂本克幸君

学校教育課長 高野喜寛君 社会教育課長 生田目源寿君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八代敏彦 主 事 生 方 健 人

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

令和3年浅川町第2回浅川町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が4件、令和3年度各会計補正予算が3件、その他が2件、合計17議案となっております。このほか、議員発議等が2件、請願が3件提出されております。また、一般質問は9人で30項目となっており、会期を本日より14日までの5日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解なされ、町民の負託に応えられますよう特にお願いを申し上げます。

ここでご報告を申し上げます。

去る6月3日、福島市におきまして県町村議会議長会の定例総会が開催され、その席上、当浅川町議会が優良議会の表彰を受けました。これもひとえに先輩議員をはじめ、議員各位の日頃の活動の成果と深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも議員各位が健康に留意され、議会活動にご精励くださることをお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（八代敏彦君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 改めて、おはようございます。

令和3年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまです。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、繰越明許費繰越しの報告、専決処分の報告及びその承認について、条例の一部改正、動産の取得、権利の放棄、補正予算を提案しております。

慎重審議くださいますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

令和3年第1回定例会後の主な経過としまして、5月29日に町内で12例目の陽性となった患者が確認されました。これを受けて、町では対策本部会議を開催するなどして状況及び対策の確認をし、町民への周知と誹謗中傷をしないこと、基本的な感染予防対策の徹底や感染リスクが高まる5つの場面の回避等をお願いしました。

また、65歳以上の町民に対するワクチン接種につきましては、4月22日から予約を、5月20日から接種を開

始したところであります。

引き続き、町議会をはじめ、国・県、近隣町村など関係機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目につきましては、各種計画についてであります。

第5次振興計画後期基本計画及び長寿命化計画をそれぞれ策定し、先日、議員各位へ送付したところであります。今後は、当該後期基本計画に基づき施策を進めるとともに、長寿命化計画に示した老朽化状況を踏まえ、計画的に施設整備を行ってまいりたいと考えております。

3点目につきましては、旧大平病院の跡地利用についてであります。

現在、有限会社クローバーにおいて境界確認を行い、新区長や近隣住民の方へ計画の説明を行ったと報告を受けており、今後、土地の賃貸契約の内容を詰めてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、浅川町学校施設整備事業についてであります。

令和3年2月の議会全員協議会におきまして、基本構想による結果により、浅川中学校敷地に小学校と中学校を建設する案が一番望ましいものの、財政的な事情を踏まえ、耐力度調査でも構造上危険な状態と診断されました浅川中学校のみの建築事業として進めてまいりたい旨の報告をいたしました。その後の主な計画といたしましては、現在、浅川町中学校建設検討委員会の設置要綱を定め、委員の委嘱へ向け準備を進めているところであります。

また、基本設計におきましては、検討委員会の意見を踏まえつつ、専門的、技術的な角度からの意見も反映できるよう、基本設計を受注した設計業者にも検討委員会に同席していただき、様々な意見が反映できる環境づくりに努め、その結果を踏まえた基本設計となるよう進めてまいりたいと考えております。

5点目につきましては、教育委員会の執務室移動についてであります。

現在、町教育委員会の事務局といたしましては、学校教育課が歴史民俗資料館、社会教育課が中央公民館でそれぞれ執務を行っておりますが、歴史民俗資料館内には会議室がなく、定例教育委員会や学校関係の会議等の開催におきましては不便を来しておりました。

また、学校教育課と社会教育課の執務室が分かれていることにより、事務文書の回覧等、時間的なロスも生じ、円滑な業務遂行にも支障を来している状況であります。

このため、現在の学校教育課の執務室及び教育長室を中央公民館へ移動し、中央公民館に学校教育課と社会教育課を配置し、事務の円滑化、両課の相互の連携、協力体制の構築を図り、一体的かつ円滑な業務を図れるようにするものであります。

なお、学校教育課執務室を1階の旧図書室、教育長室を2階の旧町史編さん室とする予定であります。

移動の時期につきましては、今回の補正予算におきまして、移動に伴います関係予算を計上させていただいておりますので、議決をいただきましたら速やかに各種手続を進め、7月中に移動の完了をしたいと考えております。

また、関係する行政機関等への周知を図るとともに、回覧や町ホームページに掲載するなど、広く周知を図る予定でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上、報告を申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第2回浅川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 須藤 浩二 君

9番 上野 信直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程について、事務局に朗読させます。

事務局長、八代敏彦君。

〔議会議務局長（八代敏彦君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 本定例会のため、去る6月2日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金成英起君。

〔議会運営委員長 金成英起君登壇〕

○議会運営委員長（金成英起君） おはようございます。

令和3年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る6月2日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、専決処分の報告及びその承認についてが8件、条例の一部改正が4件、令和3年度の各会計の補正予算が3件、その他2件、合わせて17議案であります。

このほか議員発議が2件、請願が3件となっており、これらを審議するため、本日6月10日から6月14日までの5日間の会期とすることになった次第であります。

日程については、本日は提案理由の説明、11日は一般質問、14日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が9人で30項目となっております。今までと同じように、前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 本定例会の会期は、本日から14日までの5日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの5日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 令和2年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度一般会計歳出予算の中で翌年度に繰越しをして使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

令和2年度浅川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 報告第2号 令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和2年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で、翌年度に繰り越しして使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第2号 専決処分報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、浅川町税条例等の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分いたしましたのでご報告申し上げ、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、補足説明を申し上げます。

補足説明の前に、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

お手元に配付の正誤表のとおりとなりますが、改め分の5ページをお開き願います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、地域経済牽引事業促進法の一部改正に伴い、浅川町税特別措置条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げ、その承認を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 補足説明をいたします。

新旧対照表の24ページをご覧ください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和2年度浅川町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和2年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ2,696万7,000円を追加し、総額を51億8,157万3,000円としたものであります。

繰越明許費につきましては、7件について変更し、3件を廃止したものであります。

地方債につきましては、3件の起債額を変更したものであります。

以上の内容について、令和3年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税で667万1,000円の増、地方消費税交付金で1,074万円の増、地方交付税で4,565万7,000円の増で、いずれも交付金の確定によるものであります。

国庫支出金809万5,000円の減は、児童手当関係の国庫負担金等の減が主なものであります。

町債1,945万4,000円の減は、減収補てん債の算出額の確定による減額が主なものです。

次に、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績や繰越額が確定したための増減のほか、財政調整基金に9,500万円を積み立てるものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

右下に3月専決と表示されております令和2年度浅川町一般会計特別会計補正予算書並びに予算説明書をご覧いただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第5号 専決処分報告及びその承認について（令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和2年度浅川町公共下水道事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ385万9,000円を減額、総額を3億1,112万3,000円とし、繰越明許費を1億2,843万9,000円に補正する予算を令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入につきましては、歳出額の確定により、一般会計からの繰入金385万9,000円を減額したものであります。

歳出につきましては、総務費で228万9,000円、事業費で100万円、公債費で57万円をそれぞれ減額したところであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第6号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第6号 専決処分報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予

算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用について、令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ2,821万8,000円を追加し、総額を31億7,921万8,000円とするため、令和3年4月5日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、4月5日専決の予算説明書をお開きください。

4ページ目、お願いします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第7号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第7号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、本年2月13日に発生しました福島県沖地震による被災住宅支援費用について、令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、総額を31億8,011万8,000円とするため、令和3年4月30日付で専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

さきに配付の令和3年度補正予算書で、右下に4月30日専決と表記されているものをご覧いただきたいと思

います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第22号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度の浅川町国民健康保険税本算定により、浅川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、補足説明をいたします。

新旧対照表の26ページをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから関連しまして、国民健康保険税の本算定の内容についてご説明させていただきますので、国民健康保険税本算定資料、保健福祉課資料ナンバー1をご用意ください。
順を追って説明させていただきます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、現在も新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、

新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 補足説明をいたします。

新旧対照表の34ページをご覧ください。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第24号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年改正した国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の部分について文言を修正するため、条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第25号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、昨年改正した介護保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の部分について、終了期間を令和3年3月31日から令和4年3月31日までに延長し、先ほどの国民健康保険条例の一部を改正する条例と同様に文言を修正するため、条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第26号 動産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、浅川町立あさかわこども園幼稚部用送迎バス1台の購入に伴う動産の取得契約を締結するためのものであります。

本契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、5月17日に見積りを執行した結果、見積価格1,239万2,100円で西白河郡泉崎村の三菱ふそうトラック・バス株式会社、東北ふそう白河支店、支店長、渡辺政昭氏に決定いたしました。

なお、同社を契約の相手方としたいため、地方自治法第96条第1項第8号及び浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） それでは、補足説明をいたします。

今回のあさかわこども園幼稚部の送迎バス購入につきましては、令和3年第1回浅川町議会定例会における令和2年度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一つとして議決をいただき、併せて繰越明許費としてご報告をさせていただきました事業の執行分となります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第27号 権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、平成19年に発生しました公金横領の損害賠償請求事件に係る債権について、債務者が死亡し、相続人全員が相続を放棄したため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思ひます。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

議案書の最後のページと、本日配付の右上に総務課資料1と記載してあります説明資料を併せてご覧いただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第28号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ1,393万円を追加し、総額を31億9,404万8,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます、提案理由といたします。

歳入について申し上げます。

国庫支出金で591万3,000円、県支出金で41万7,000円、町債で760万円の増額補正でございます。

歳出について申し上げます。

総務費では公共施設等総合管理計画改定業務費用で520万円、民生費において子育て世代生活支援給付金に
関係する費用等としまして550万円を計上いたしました。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

右下に6月補正と記載のあります令和3年度浅川町一般会計特別会計補正予算書並びに予算説明書をご覧
いただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第29号 令和3年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題としま
す。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、歳入歳出それぞれ396万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,659万8,000円とするものです。

歳入では、国民健康保険税で533万1,000円の減、県支出金で260万円の増、繰入金で170万円の増、繰越金で500万円の増となります。

歳出では、国民健康保険事業費納付金の医療給付分で100万2,000円の増、後期高齢者支援金等分で78万6,000円の増、介護納付金分で218万1,000円の増、いずれも国民健康保険税本算定に伴い、補正が生じたものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 予算書の14ページをお開きください。

こちらの今回の補正予算については、去る5月28日に開催されました国民健康保険事業の運営に関する協議会の中で、町長が諮問し、審議され、協議会会長より決定すべきものと認める答申をいただいておりますことをまずご報告いたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第30号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、総額を2億2,589万5,000円とするものであります。

また、これらに伴い地方債の補正を行い、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を6,580万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金75万円を増額し、県補助金につきましては、交付率を精査した結果、125万3,000円の減額、財源不足分を補う一般会計からの他会計繰入金につきましては9万7,000円の減額、町債につきましては、精査の結果、210万円の増額となりました。

次に、歳出につきましては、雨水対策費で浄化センター耐水化計画策定業務委託のための委託費150万円を増額するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足説明を申し上げます。

21ページをお開きください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎発議第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議員提案理由の説明を行います。

発議第2号 トリチウム及び放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定に強く抗議し決定の撤回を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 提案理由の説明を行います。

私たち浅川町議会は、昨年の9月議会において、原発事故で発生した放射能汚染水の海洋放出に反対する請願を全会一致で採択し、総理大臣に国民合意がないままの海洋放出は行わないこと等を求めた意見書を送付しました。これまでに、県内の7割を超える43市町村から反対、あるいは慎重にという意見書が政府に送付されたと報じられております。

ところが、政府はこうした福島県民の声を無視し、漁業者との文書による約束も破り、今年4月13日に2年後に海洋放出することを決定しました。民主主義国家とは思えない強権的な姿勢であり、金は払うんだからいいだろうと言わんばかりの福島県民を愚弄する、断じて容認できない決定であります。

本意見書は、原発事故から10年余りに及ぶ復旧・復興に向けた福島県民の努力、風評被害克服のための努力を水の泡にする政府の決定に強く抗議し、その撤回を求めるものであります。

なお、この意見書案は、県内で最も早く全会一致で採択された南相馬市議会の意見書に基づいていることを申し添え、提案理由の説明としたいと思います。

よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、請願の処理を行います。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと

思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） お手元に配付の請願書をご覧になっていただきたいと思います。

これを読み上げまして、それに代えたいと思います。

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

これら、諸課題の解決には、地方財源の充実、強化が不可欠となりますので、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂けますようお願いいたします。

以上でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第3号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

7番、金成英起君。

○7番（金成英起君） これも、お手元に配付の資料をご覧になっていただきたいと思います。

請願の趣旨については、読み上げましてそれに代えたいと思います。

東日本大震災から10年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和3年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、16億円が予算化されています。（前年度14億円減）

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料免除などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年12月20日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められました。その中で令和2年に、『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』が定められ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

しかし、今年度より、「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等となりました。今日においても、福島県では、令和2年4月1日時点で約6千5百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県子ども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記の通り、令和4年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎請願第4号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 請願第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を議題とします。

お諮りします。請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 趣旨説明を申し上げます。

請願の趣旨ということで、お手元にある資料がございます。これを読み上げますので、それに代えたいと思います。

コロナ禍における米の需要「消失」は2019年産米の過大な在庫を生み、2020年産米の市場価格は大暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年の10月末には、古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは2021年産米の大暴落はもとより、来年の6月末在庫が250万トン規模となり、2年連続の米価下落にとどまらず2022産米価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナにより消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押しつけることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されて来ます。かってない危機的事態のなかで、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとられない対策が緊急に求められています。

付け加えますけれども、この状況の中で外米が70万トン、消費量の約1割輸入されています。こういうこともぜひ、こういう状況だということでも止めてよく、あるいはフードバンクに食料などを求めてということに書かれておりますけれども、やはり生活が困窮して、ご飯が食べられないような、不足するような、そういう状況が今は生まれております。ですから、そういう方々にもきちんと国は施策の手を差し伸べて、米を支給するというようなことが必要だろうというふうに思います。

そこで、これが趣旨ですけれども、請願事項としてなお読み上げますが、1、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫米を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。

2、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食糧支援制度を欧米並に創設し、政府が支援すること。

3、国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）について、国産米の需給状況に応じて輸入数量

抑制を直ちに実行すること。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時30分